

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、決算業務等に従事していた。

請求人によれば、通常業務に加え、平成〇年〇月に稼働した新システムの構築、稼働後の不具合への対応等のため、恒常的な長時間労働を強いられ、平成〇年〇月〇日以降、頭痛、めまい、吐き気等で出勤することができなくなったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し「適応障害、持続性気分障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「請求人に出現している症状をICD-10診断ガイドラインに照らし検討すると、請求人は、平成〇年〇月上旬頃に『F32 うつ病エピソード』（以下「本件疾病」という。）を発病したものであると判断するのが妥当である」旨述べている。当審査会としても、請求人の症状及び経過等に照らし、専門部会の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき判断する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。そこで、「特別な出来事以外の出来事」についてみると、請求人は、評価期間において、①新システムの構築、稼働に関連して仕事量が増大し、恒常的な長時間の時間外労働を強いられた、②主計課経理課長に昇任した、③当時の社長に直接呼び出され叱責された旨主張しているので、検討すると、次のとおりである。

ア ①の主張は、請求人は、通常業務に加え、新システムの構築、稼働の業務に従事し多忙を極め、評価期間における各月において、D課長の申述を根拠に、117時間を超える恒常的な長時間にわたる時間外労働を行っていたというものである。

(ア) この点、確かに、請求人の申述のみならず、D課長及びE課長の申述を踏まえると、請求人は、評価期間において上記業務に従事しており、相当程度の時間外労働を行っていたものと思料される。

もともと、D課長の申述は、要旨「平成〇年〇月当時、請求人は、毎日、午前8時前に出勤と同時に業務を開始し、午後10時まで残業し、決算期の4月と10月は、午前0時頃まで残業し、休日も、おおむね午前9時から午前10時頃までの間に出勤し、午後6時頃まで残業したと思う。」、「請求人には、早朝勤務（午前7時40分から午前9時まで）と持ち帰り残業（午後11時から午前5時まで）があり、請求人は資料を作成していた。」と述べるにすぎず、その内容は、抽象的であり、客観的かつ的確な資料の裏付けや具体的な特定性に欠けるものと言わざるを得ない。そうすると、これらの事情を請求人の時間外労働時間の推計の基礎とすることは相当とは言えず、当審査会としては、専らD課長の申述を根拠とする請求人の時間外労働時間数の集計は採用することができないと判断する。

これに対し、審査官は、D課長の申述をも十分に考慮しつつ、会社の所定労働時間（午前9時から午後5時まで、休憩時間は午後0時から午後0時45分）を基準とし、ここから客観的かつ的確な資料が存在する年休取得日を控除し、始業時間については、朝は午前8時30分には課長会議に出席していたとするE課長の具体的な申述により、午前8時30分からとするなど、監督署長が認定した労働時間に修正を加えて請求人の時間外労働時間数を推計しており、同推計は客観的な資料の裏付けに基づく合理的なものであると考えられる。したがって、当審査会としては、決定書理由に説示する審査官が認定した時間外労働時間数を採用することが妥当であると判断する。

これによれば、評価期間における請求人の時間外労働時間数は、発病前1か月が61時間15分、発病前2か月が54時間15分、発病前3か月が88時間、発病前4か月が90時間45分、発病前5か月が75時間4

5分、発病前6か月が81時間15分と認められるところ、請求人の就労状況等に関し、D課長及びE課長は、要旨「平成〇年〇月頃、会社は、販売管理システムなどの新システムを構築することになり、請求人はそのプロジェクトメンバーとして関連業者との会議に何度も出席するなど多忙を極めていた。新システムは、同年〇月に稼働したが、稼働当初はトラブルが続出して請求人は大変苦勞していた。」と述べている。

(イ) 上記を踏まえると、当審査会としても、上記主張は認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」に当てはめて評価することが適当と思料するところ、請求人が多忙となったことは認められるが、仕事量が著しく増加して時間外労働も大幅に増える（倍以上に増加し、1月当たりおおむね100時間以上となる）などの状況になり、その後の業務に多大な労力を費やした（休憩・休日を確保するのが困難なほどの状態となった等を含む）、ないし、過去に経験したことがない仕事内容に変更となり、常時緊張を強いられる状態となったとまでは言えず、その心理的負荷の総合評価は、「中」とどまるものと判断する。

なお、当審査会は、請求人が従事していた新システムの構築業務につき、会社及び同システム構築の支援を行っていたF会社の関連会社の事業を承継したG会社に対し、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第46条第1項第1号の規定に基づき、関連資料の提出を求めたが、上記の認定・判断を左右するに足る資料は得られなかった。

イ ②の「平成〇年〇月主計課経理課長に昇任した」との主張は、認定基準別表1の具体的出来事「自分の昇格・昇進があった」に該当するところ、請求人は、従来から経理の業務を担当しており、この昇任によっても請求人は引き続き経理の業務を行っていたこと、この昇任についてH課長及びIグループ長は「妥当な人事だと思った」、「経理部には、（中略）、主計課にH課長と請求人が課長なので、課長が2人でしたが、この時私は、不自然とは思いませんでした」と述べていることを踏まえると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、この昇任によって、請求人の経験等と著しく乖離した責任が課せられたとは認められず、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

ウ ③の「当時の社長に直接呼び出され叱責された」との主張についてみると、請求人は、J元社長から、信用を築き上げるのはコツコツと地道な苦勞がいるが、一度の失敗で一気に信用を失うから気をつけろと諭すように叱責された旨述べている。この点、D課長も、「(請求人は、)月々の決算において売上げの分析をするのに苦勞していました。そんな中で、社長から直接叱責を受けたことがあったようです。」と述べていることから、当審査会としても、上記主張を認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」に当てはめるも、決定書理由第2の2(2)イ(オ)に説示のとおり、請求人は業務指導の範囲内である指導・叱責を受けたものにすぎず、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(4) 以上を総合すると、上記(3)アないしウの出来事について、請求人の心理的負荷の総合評価は、「中」、「弱」、「弱」であり、これらの出来事の全体評価は「中」となり、「強」には至らないものと判断する。

(5) 請求人のそのほかの主張について子細に検討するも、上記結論を左右するものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。